



平成 26 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社省電舎  
代表者名 代表取締役社長 中村 俊  
(コード番号 1711 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 嘉納 毅  
(TEL. 03-6821-0004)

**ライツ・オフERING(ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て)  
に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社を除く全ての株主様を対象としたライツ・オフERING(ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て)(以下「本件」といい、本件による資金調達を以下「本資金調達」といい、本件における資金調達方法を、以下「本資金調達方法」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

本資金調達方法は、新株予約権を、株主確定日(平成 26 年 3 月 31 日(月))時点において当社普通株式を所有する、当社を除く全ての株主様に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て(割り当てられる新株予約権を、以下「本新株予約権」といい、その保有者を「本新株予約権者」といいます。)、その行使に応じて資金を調達する手法です。

本新株予約権の割当てを受けた株主様におかれましては、本新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができます。また、本新株予約権が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場される予定であることから、割当てを受けた本新株予約権の行使を希望しない株主様は、本新株予約権を市場等で売却する機会を得ることとなります。一方で、一定の期日までに新株予約権の行使も売却も行わずに保有を継続された株主様におきましては、保有する本新株予約権が失権(消滅)し、その行使又は売却のいずれも行ふことができなくなります。

従いまして、当社といたしましては、本新株予約権の割当てを受けた株主様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は②本新株予約権を市場等で売却して売却代金を得るかのいずれかを選択していただきたいと考えております。詳細につきましては、本書及び本日公表の「ライツ・オフERING(ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」をご参照いただき、本件並びに本資金調達方法の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

<本件専用お問合せ窓口>

0 1 2 0 - 7 1 1 - 1 0 7

(土・日・祝日を除く平日 9:00~18:00)

## 記

### 1. 本件の目的等

#### (1) 資金調達目的

当社は、創業以来、30年超にわたりエネルギーに関連した事業を推進しており、お客様に最適なエネルギー・ソリューション・サービスをご提供してまいりました。「ワンストップ・エネルギーソリューション・カンパニー」として省エネルギーソリューションを提供し、オフィスやホテル、工場といった対象施設全体の全エネルギー源に対する調査・診断・コンサルティングから施工、維持管理、その後の効果測定・検証・金融情報の提供までを一貫して行い、エネルギー削減策を提供するエスコ（ESCO）事業を主たる事業としてまいりました。

しかしながら、長引く不景気により当社の顧客である事業会社の設備投資意欲が回復しない中、当社の業績も非常に厳しい状況が続いており、過去5期間は連続して赤字を計上している状況であります。また、赤字計上のため、同期間において無配状態が続いております。

こういった厳しい状況で事業を推進していく中で、ここ数年においては、「環境への配慮」という新たな課題に向けた取組みに重きが置かれる事例も多くご相談いただくようになり、お客様の関心は、お客様ご自身の経営コスト削減に向けた「省エネルギー」という観点からだけではなく、「環境への配慮」をも考慮されるよう変化しているものと感じておりました。

そうした背景から、当社は、再生可能エネルギー事業としてバイオガス・プラント等再生可能エネルギー設備の導入における企画、設計、販売、施工、及びコンサルティング事業を開始いたしました。特にバイオガス発電事業は、再生可能エネルギーに対するニーズに加え、工場を運営管理するエスコ（ESCO）事業のお客様における食品廃棄物などの処理ニーズにも合致することから、市場の成長が見込め、また、社会的な意義も高い事業と考えています。当社は、将来性の高いバイオガス発電に注目し、当社の連結子会社であるドライ・イー株式会社（以下「ドライ・イー」といいます。）を通じてバイオガス・プラント事業を推進しており、経営資源を積極的に投入し、中長期的に当社のコア事業の一つとして育成していく方針であります。

そこで当社は、本日開催の取締役会において、平成25年10月より本格的に始動しております当社におけるバイオガス・プラント第1号案件であります、食品・飲料工場におけるプラント（エナリスDEバイオガス・プラント）に続くべく、バイオガス発電事業の資金調達を行うことを目的として今回の資金調達を決議いたしました。

#### (2) 本資金調達方法を選択した理由

本資金調達方法を選択するに至った具体的な検討内容は、以下の通りです。

##### ①資金調達方法の検討について

###### A. 金融機関からの借入

本資金調達の目的は、バイオガス発電事業における複数のバイオガス・プラントの建設資金を調達することですが、かかる建設資金の調達は本資金調達及び金融機関からの借入（プロジェクトファイナンス）の両方により行う予定であります。金融機関からの資金調達交渉は各案件の基本合意（下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等」（2）調達する資金の用途等 具体的な用途の概要」に記載しております「①バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業」については、貸与する

事業者との間で締結する基本合意契約、「②バイオガス・プラントを自社運営して行う IPP 事業」については、土地所有者との間で締結する賃貸借契約) 締結後を予定しています。なお、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等 (2) 調達する資金の用途等 具体的な用途の概要」に記載しております通り、「①バイオガス・プラントを貸与して行う IPP 事業」のうち静岡県における案件については、当社の連結子会社であるドライ・イーが食品リサイクル事業を展開する株式会社ゲネシス(代表者:大橋 徳久、所在地:静岡県榛原郡)と平成 26 年 3 月 10 日に基本合意契約を締結し、銀行及びリース会社との資金の借入に関する交渉を開始しております。

#### B. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外することとしました。

#### C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、①割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、及び②本件において調達を予定する資金の額及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主様の株式価値希薄化の影響が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

#### D. 非上場型の新株予約権の無償割当て・募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、株主様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、株主様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使されない株主様が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的であることから、株主様の利益及び株式価値希薄化の影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

また、募集株式の株主割当ては、非上場型の新株予約権の無償割当てと同様、株主様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、株主様に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、同様に、望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

#### E. コミットメント型ライツ・オファリング

ライツ・オファリングには、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社等の金融機関が引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームがあり、かかるスキームを採用した場合、会社側として資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金用途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。一方で引受けをした証券会社等の金融機関が行使されなかった新株予約権の行使によって取得する株式に関するリスクを負うことから、最大限のリスクを見込んで手数料を設定するため、手数料が高額となり、当社の手取額が相対的に少なくなるというデメリットがあります。平成 26 年 3 月 14 日(金)までに最終行使結果が公表されたノンコミットメント型ライツ・オファリング 13 件の平均行使率が 88.7%と高い行使率となっており、コミットメント型ライツ・オファリングと比較して資金調達の確実性において遜色ない結果となっていることから、事業に投入できる資金を可能な限り確保するという今回の資金調達の目的に鑑み、コミットメント型ライツ・オファリングである必要はないと判断するに至りました。

② 本資金調達方法(ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)のメリット及びデメリット)

本資金調達方法は、新株予約権を株主確定日時点における当社を除く全ての株主様に対して無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。当社が本資金調達方法について認識しているメリット及びデメリットは次の通りです。

(メリット)

A. 既存の株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全ての株主様に本新株予約権を無償で割り当てるといことがあげられます。かかる特長により、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主様に広くご理解いただくとともに、全ての株主様にとって平等な投資機会をご提供することが可能であると考えております。

B. 既存株主における株式価値希薄化による影響の極小化

株主様の保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該新株予約権を行使することによって、各株主様の保有に係る株式価値が希薄化することを回避できます。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ですが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することも可能です。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却益によって補う機会が得られることが期待されます。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

本新株予約権が東京証券取引所に上場されることから、潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加が期待できます。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様あるいは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本書及び「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本計画の内容を十分にご理解いただくことで、対処していく所存です。なお、平成26年3月14日(金)までに最終行使結果が公表されたノンコミットメント型ライツ・オフアリング13件の平均行使率は88.7%(各社開示書類より算出)となっております。

以上を検討した結果、ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の現状及び今後の取組みを株主様に広くご理解いただくとともに、全ての株主様にとって平等な機会をご提供することが可能であると判断いたしました。当社といたしましては、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主様の利益保護に十分配慮した現時点における最適な資金調達方法であると考えております。

## 2. ライツ・オファリングの方法

### (1) 無償割当ての方法

平成 26 年 3 月 31 日（月）を株主確定日とし、同日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（同日において当社が当社普通株式を保有する場合には、当社を除きます。）に対して、その有する当社普通株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、当社第 4 回新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第 277 条）の方法により割り当てます。

### (2) 本新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	株式会社省電舎第 4 回新株予約権
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権 1 個当たり、当社普通株式 1 株
③新株予約権の総数	1,465,600 個 ※上記新株予約権の総数は、平成 26 年 3 月 19 日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数であります。
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	本新株予約権 1 個につき 1,365 円
⑤新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 （1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 （2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
⑥新株予約権の行使期間	平成 26 年 5 月 8 日（木）から 平成 26 年 5 月 26 日（月）まで
⑦新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
⑧新株予約権の取得条項	本新株予約権には、取得条項は付されていない。
⑨新株予約権の行使請求の方法	（1）本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行

	<p>使代金の支払いを行う。</p> <p>(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。</p>
⑩その他投資判断上重要な又は必要な事項	<p>(1) 当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付する（自己株式による交付は予定していない）。</p> <p>(2) 本書及び平成26年3月19日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）(URL: <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a>)を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において投資判断を行ってください。</p> <p>※各株主様における手続きの詳細につきましては、平成26年3月19日（水）公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&amp;A）」をご参照ください。</p>

(注) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができません。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。

### 3. ライツ・オフアリングの日程

日程	内容
平成26年3月19日（水）	取締役会決議 本新株予約権の無償割当てに係る有価証券届出書提出 総株主通知請求
平成26年3月27日（木）	本新株予約権の無償割当てに係る届出の効力発生日（予定）
平成26年3月31日（月）	株主確定日（予定）※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日
平成26年4月1日（火）	本新株予約権の無償割当ての効力発生日 本新株予約権上場日（予定）（東京証券取引所より後日発表）
平成26年4月21日（月）	本新株予約権の株主割当通知書送付日（予定）
平成26年5月8日（木）	本新株予約権行使期間の初日
平成26年5月20日（火）	本新株予約権上場廃止日（予定）（東京証券取引所より後日発表）

平成 26 年 5 月 26 日 (月)	本新株予約権行使期間の最終日
----------------------	----------------

#### 4. 調達する資金の額及び資金の使途等

##### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,000,544,000	50,544,000	1,950,000,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。また、平成 26 年 3 月 19 日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、ファイナンシャルアドバイザー（株式会社アイ・アールジャパン）や弁護士等への業務委託報酬 36 百万円、その他諸費用約 15 百万円（登記費用、各口座管理機関への事務手数料等）となっております。
4. 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

##### (2) 調達する資金の使途等

本件による資金調達額は本新株予約権の行使状況により変動しますところ、以下においては、本新株予約権の総数 1,465,600 個全てが行使され、払込金額の総額が 2,000,544,000 円、発行諸費用の概算額が 50,544,000 円、差引手取概算額が 1,950,000,000 円となった場合における手取金の使途について記載しております。なお、本新株予約権の行使が行われなかったことにより、本件による資金調達金額が上記記載の払込金額の総額（2,000,544,000 円）よりも減少した場合においても、下記計画自体を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入などにより対応した上で、原則的には、下記計画を遂行する意向であります。

##### 手取金の使途

今回の調達資金は、全額を当社で行うバイオガス発電事業に充当します。バイオガス発電事業は、再生可能エネルギーに対するニーズが非常に強いことに加えて、原料として使用される食品廃棄物などの処理ニーズも高いことから、市場の成長が見込め、また、社会的な意義も高い事業と考えております。当社は、従前から、将来性の高いバイオガス発電に注目し、当社の連結子会社であるドライ・イーを通じてバイオガス・プラント事業を推進していますが、今後も経営資源を積極的に投入し、中長期的に当社のコア事業の一つとして育成していく方針であります。また、バイオガス発電により最終的に排出される固体・液体には窒素とリンが含有されていますが、将来的には、これらを有機肥料として活用することで、リサイクルスキームを確立し、循環型社会へ寄与する事業としていくことを目指しております。

当社におけるバイオガス発電事業の売上高は、平成 26 年 3 月期において、約 300 百万円を見込んでおります。また、当社の連結子会社であるドライ・イーは、独立系エネルギー事業者である株式会

社エナリス（代表者：池田 元英、所在地：東京都足立区千住一丁目4番1号 東京芸術センター）と協働で、大手飲料メーカーの受託製造会社である株式会社日本キャンバック（代表者：木村 修二、所在地：東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル6階）群馬工場における食品残渣を活用したバイオガス発電事業を推進しています。ドライ・イーは、当該事業におけるバイオガス・プラントの設計及び建設を担っており、このプラント工事は、平成25年11月に着工し、平成26年7月に完工、約1カ月間の試運転を経て、同年9月から売電を開始する見込みであります。

バイオガスとは食物などの有機成分が水中でバクテリアにより発酵する際に発生するガスで、メタンガス（約60～70%）と二酸化炭素を含む可燃性のガスであります。また、バイオガスは、数ある種類のバクテリアの中でも空気（酸素）を嫌い、水の中に生きている嫌気性メタンバクテリアなどが、養分である有機成分をガスに変換したもので、天然ガスの約60～70%のカロリーを有し、石油や石炭に代わる環境に優しいエネルギーとして注目されております。

従来の再生可能エネルギー発電は、太陽光・風力等に代表される自然エネルギー発電と木質バイオマス発電に代表される廃材や木質チップを有価で燃料として使用する発電とに大別されます。前者は自然エネルギーを利用して発電するため燃料費等の負担はないものの、気象や天候に左右されるため、稼働が不安定で継続的な発電が困難であること、後者は発電量が大きく、安定的に発電することが見込めるものの、燃料の価格変動等の影響を大きく受けってしまうといった課題がありました。

再生可能エネルギー発電において、バイオガス発電が、他の発電方法と最も異なる点は、その燃料である有機性残渣の処理ニーズが高く、当社が対価を得て安定的に引き取ることができるところにあります。このような観点から、当社は、再生可能エネルギーであるバイオマス系の発電設備を安定電源として所有し、長期間にわたり売電収入を確保する計画を掲げております。

当社が手掛けるバイオガス・プラントは、有機性廃棄物から嫌気性発酵によりメタンガスを回収し、そのメタンガスを利用して、発電・熱回収を行うドイツ LIPP GmbH（以下「LIPP 社」といいます。）のシステムを採用しています。LIPP 社の有するスパイラル工法によるタンク製造技術及びメタン発酵における知見、オペレーションスキルにより、他のバイオガス・プラントシステムよりも建設コストが抑えられ、投資効率が高い点が特徴の一つであります。LIPP 社はドイツのタンク製造メーカーであり、約40年間に渡りバイオガス・プラントの製造販売を行っています。また、その発電システムは環境先進国のドイツにおいて既に7,000基以上稼働しており、その発電量は原子力発電所3基を超える規模となっています。日本国内においても、当社が関わったプロジェクトではないものの、LIPP 社の技術を採用しているプロジェクトが複数件あり、そのうち九州においては LIPP 社の施工技術と発酵・運転に係るオペレーションノウハウにより、8年間以上安定稼働している事例があります。



今回の調達資金は、具体的には、下記に充当する予定です。

具体的な用途	金額	支出予定時期
① バイオガス・プラントを貸与して行う IPP 事業*		
静岡案件	400,000 千円	平成 26 年 6 月～平成 27 年 4 月
福岡案件	600,000 千円	平成 26 年 12 月～平成 28 年 4 月
② バイオガス・プラントを自社運営して行う IPP 事業*		
静岡案件	450,000 千円	平成 27 年 3 月～平成 29 年 4 月
神奈川案件	500,000 千円	平成 27 年 3 月～平成 28 年 7 月
計	1,950,000 千円	

- (注) 1. IPP (Independent Power Producer) とは、公益発電会社とは異なる、売電のための発電設備を保有している事業者のことで、独立系発電事業者と呼ばれます。
2. 資金用途①及び②にかかる資金調達合計額 (1,950,000千円) が全額調達されなかった場合には、金融動向や株式市場などを勘案し、追加の銀行借入など、速やかにその他資金調達の手法を検討する意向であります。本件によって予定していた金額を全額調達できず、金融機関からの借入等によってもプロジェクトに必要な資金調達が十分に行えなかった場合、及び本件によって予定していた金額を調達できたが、金融機関からの借入等を予定通り行うことができずプロジェクトに必要な資金調達が十分に行えなかった場合には、原則として支出予定時期の早いプロジェクトより、優先的に資金を充当し、資金を十分に充当することができないプロジェクトについては、プロジェクトの変更、延期あるいは中止も検討する意向であります。
3. 各案件が基本合意締結に至らなかった場合、又は、フィジビリティスタディ (実行可能性調査) 及び各種許認可の申請過程で各案件の実現が見込めなくなった場合においては、他のバイオガス・プラント・プロジェクトに切り替え、調達した資金を充当する予定であります。その際には決定次第、速やかに開示する予定であります。

当社では、バイオガス発電事業として、二つの形態を検討しています。①一つ目の形態では、食品・飲料工場、農業・畜産業や廃棄物処理事業会社などと連携し、これらの事業者の敷地内に、当社及び当社の連結子会社でバイオガス・プラントを建設します。当該形態は、当社顧客である食品・飲料工場や廃棄物処理事業会社のニーズに起因するものであり、バイオガス発電の原料となる有機性残渣が確保しやすくなっています。建設されたプラントは、事業者に貸与し、プラントの運営も委ねます。②もう一つの形態は、当社及び当社の連結子会社で、バイオガス・プラントの建設地を確保し、自らプラントを建設・所有し、運営まで行うものであります。

上記①は、建設したプラントを事業者に貸与することにより得るプラント使用料及びバイオガス発電により生じた電力の売電収入を得る事業であります。上記②よりも相対的に収益性は低くなるものの、食品・飲料工場などの敷地内に建設できることから、建設にかかる許認可が簡易で、建設までにかかる期間が短く、また、原料調達やプラント運営などにかかるリスクも少なくなっております。

一方、上記②は、プラントを自社運営することで有機性残渣の処理収入 (中間処理受入料) 及びバイオガス発電により生じた電力の売電収入を得る事業であります。中間処理受入料は上記①のプラント使用料よりも売上が大きくなる傾向にあり、上記①よりも相対的に収益性は高いものの、プラント建設地の都市計画や廃棄物処理事業における申請が必要となり、プラントの稼働までに長期間を要します。また、原料調達やプラント運営にかかるリスクは、当社が負担することとなります。当社では両事業のメリット及びデメリットを考慮し両事業を並行して推進しているため、本資金調達では上記

①及び②の両事業に資金を充当することとしました。

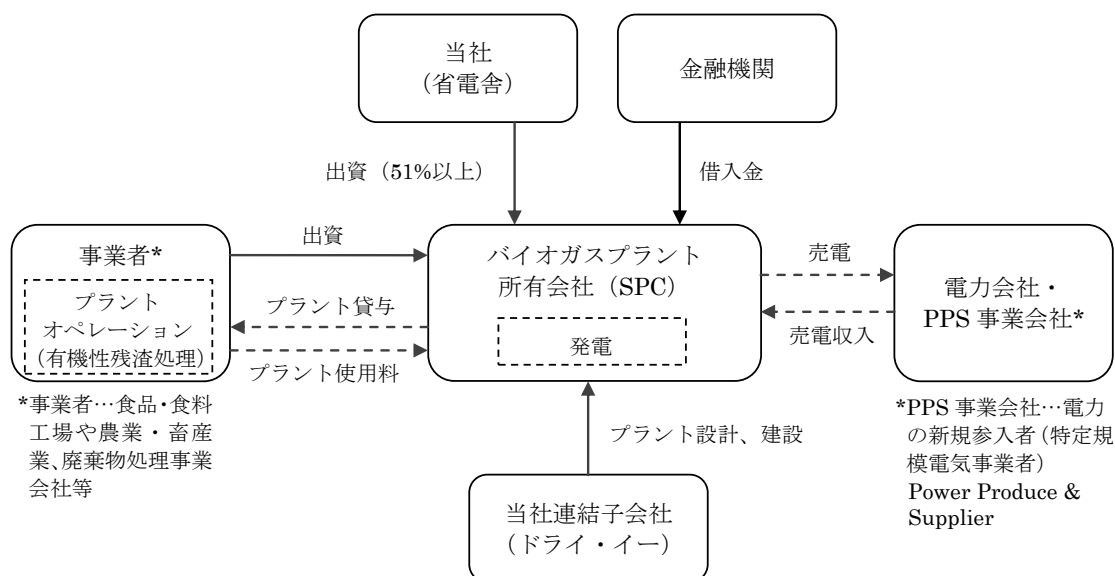
当社では、バイオガス発電事業の将来性を高く評価しており、できる限り多くのプラント建設に関わり、売上高の拡大とノウハウの蓄積を進めたいと考えています。また、再生可能エネルギー事業の推進にとって、規制環境や事業環境は現在比較的恵まれた状況にあることから、迅速にプラント建設を進めていくことが肝要であると考えております。バイオガス・プラント建設は複数年に及ぶものの、特別目的会社（以下「SPC」といいます。）設立資金やプラント建設資金の一部などは、許認可申請段階やプラント建設当初に支払いが発生いたします。一方、金融機関からの資金調達時期はプロジェクト後期になることもあるため、SPCの過半数以上を出資する当社がプラント建設資金の大半について事前に調達し、その一部を許認可申請段階やプラント建設当初の支払いに充当いたします。また、許認可申請や金融機関からの資金調達を確実にを行うためにも本件による資金調達は重要と考えております。

なお、本新株予約権無償割当てによって調達した資金は、当社の取引銀行において、バイオガス・プラント建設のための資金支出時期まで当社又は当社の連結子会社の預金口座にて保管する予定であります。

### 具体的な使途の概要

#### ① バイオガス・プラントを貸与して行う IPP 事業

##### 【スキーム概要図】



本事業はバイオガスによる発電設備を、有機性残渣を安定的に回収できる事業者である「食品・飲料工場」、「農業・畜産業」、「廃棄物処理事業会社」等の施設内に設置し、バイオガス発電を行う事業であります。当社は、当社の連結子会社であるドライ・イーを通じて、バイオガス・プラントを設計・建設し、当社が過半数（概ね 75%程度）を出資する SPC が、そのプラントを所有します。この SPC は、事業者よりプラント使用料を受け取るとともに、発電された再生可能エネルギー電力を、固定価格買取制度（現時点では、買取価格 39 円/kWh）を活用し、独立系発電事業（以下「IPP 事業」といいます。）者として売電します。設置先となる事業者においても、当該プラント使用料は現状の廃棄物処理料よ

りも低額であるため、廃棄物処理コストの削減が可能となるメリットがあります。

既に当社では、第1号案件である食品・飲料工場におけるプラントの設置工事を開始しております。具体的には、前述の通り、独立系エネルギー事業者である株式会社エナリスと協働で、大手飲料メーカーの受託製造会社である株式会社日本キャンパック群馬工場における食品残渣を活用したバイオガス発電事業を推進しています。当プロジェクトは環境省の地域低炭素化出資事業基金（グリーン・ファンド）の第1号案件として第三者機関によるデューデリジェンスを経て採択され、政府資金を一部活用した案件となりました。ドライ・イーは、このバイオガス・プラントの設計及び建設を担っており、当該プラントは、平成25年11月に着工し、平成26年7月に完工、約1カ月間の試運転を経て、同年9月から売電を開始する見込みであります。

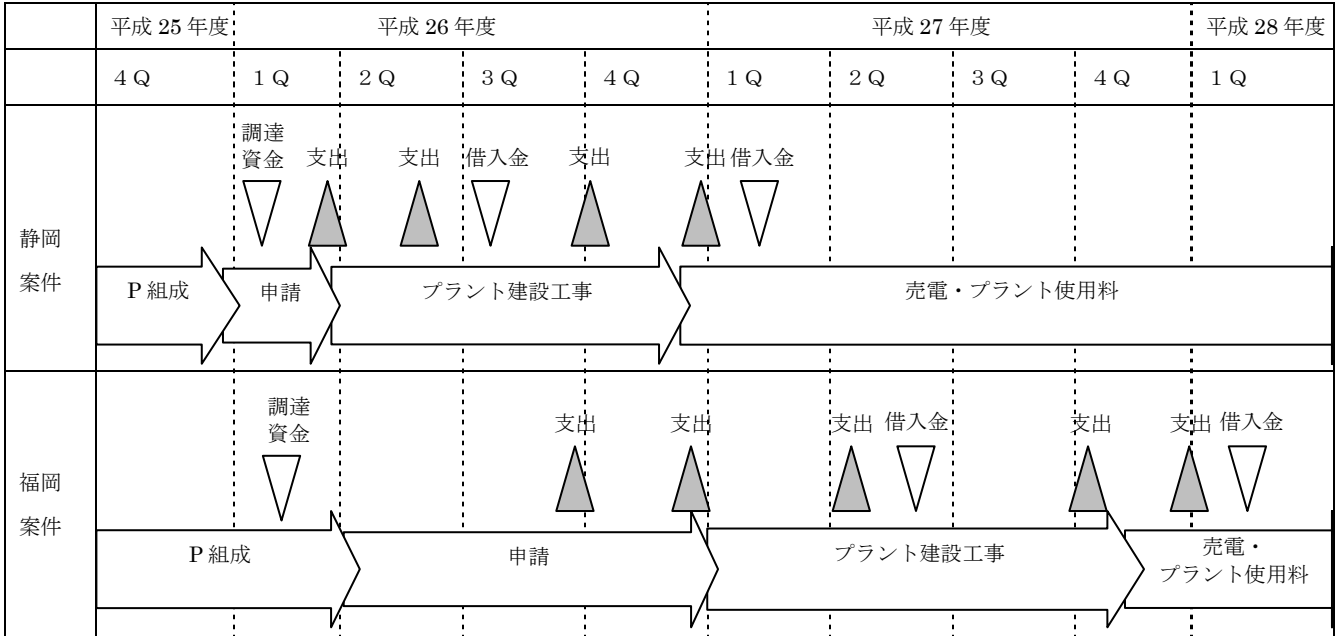
当社は、上記第1号案件のみならず、引き続き複数件のプロジェクトを推進しており、現在静岡県における案件（建設資金950百万円（主な内訳としては、材料費450百万円、建設作業費500百万円を見込んでおります。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動します。）、本資金調達による充当予定額400百万円）では、当社の連結子会社であるドライ・イーが食品リサイクル事業を展開する株式会社ゲネシス（代表者：大橋 徳久、所在地：静岡県榛原郡吉田町大幡 2022番2）と平成26年3月10日に基本合意契約を締結し、銀行及びリース会社との資金の借入に関する交渉を開始しており、設置先の飼料化工場ではバイオガス・プラント向けに新たに収集する有機性廃棄物を確保しています。同案件では、年間115百万円の売電収入及び年間100百万円の設備利用料収入を見込んでおり、今後、プラントに投入する廃棄物から発生するメタンガス量の検証を当社及び第三者機関で実施し、バイオガス発電の事業性評価を詳細に行う予定であります。また、同時に福岡県における案件（建設資金1,200百万円（主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費600百万円を見込んでおります。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動します。）、本資金調達による充当予定額600百万円）についても事業者との基本合意締結に向けた取り組みを行っており、廃棄物処分業許可申請（事業範囲の変更）等について、県との打ち合わせを重ねています。

バイオガス・プラントは有機性残渣の処理量に応じて建設資金が変動しますが、上述の静岡県における案件のバイオガス・プラントの処理量を日量60トン、福岡県における案件のバイオガス・プラントの処理量を日量80トンとする計画を立てており、両案件の建設資金の合計金額は概ね2,150百万円と見積もっています。

今回の調達資金のうち1,000百万円をSPCに出資し、これらのプラントの建設資金に充当する計画であります。当社のSPCへの出資比率は過半数（概ね75%程度）を予定しており、その他は事業者などの出資となる予定であります。残りの建設資金については、金融機関からの借入金等で賄う計画であります。金融機関からの借入金によって一部の資金を調達するのは、当社の投資資金の効率性と投資利回りを高めることが目的であり、金融機関からの資金調達交渉は各案件の基本合意締結後を予定しております（なお、前述のとおり、一部の案件では資金調達交渉を開始しております。）。

なお、各案件における投資時期、事業化のスケジュールは下図の通りであります。

【バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業におけるスケジュール概要】

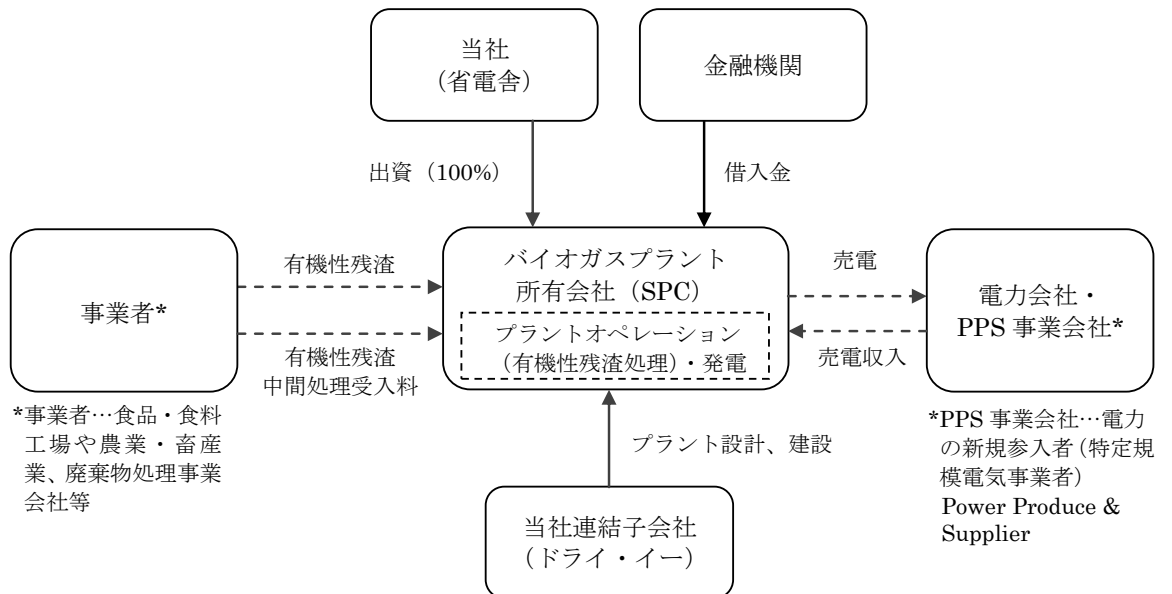


(注)

1. 「P組成」はプロジェクト組成を指し、具体的にはフィジビリティスタディ（実行可能性調査）、資金調達交渉、SPC設立を行います。
2. 「申請」とは、具体的には固定価格買取制度申請、開発申請、建築申請、廃棄物処分業許可申請（事業範囲の変更）を行います。

② バイオガス・プラントを自社運営して行う IPP 事業

【スキーム概要図】



本事業はバイオガス・プラントを自社グループで所有し、その建設から運用、売電までを自社グル

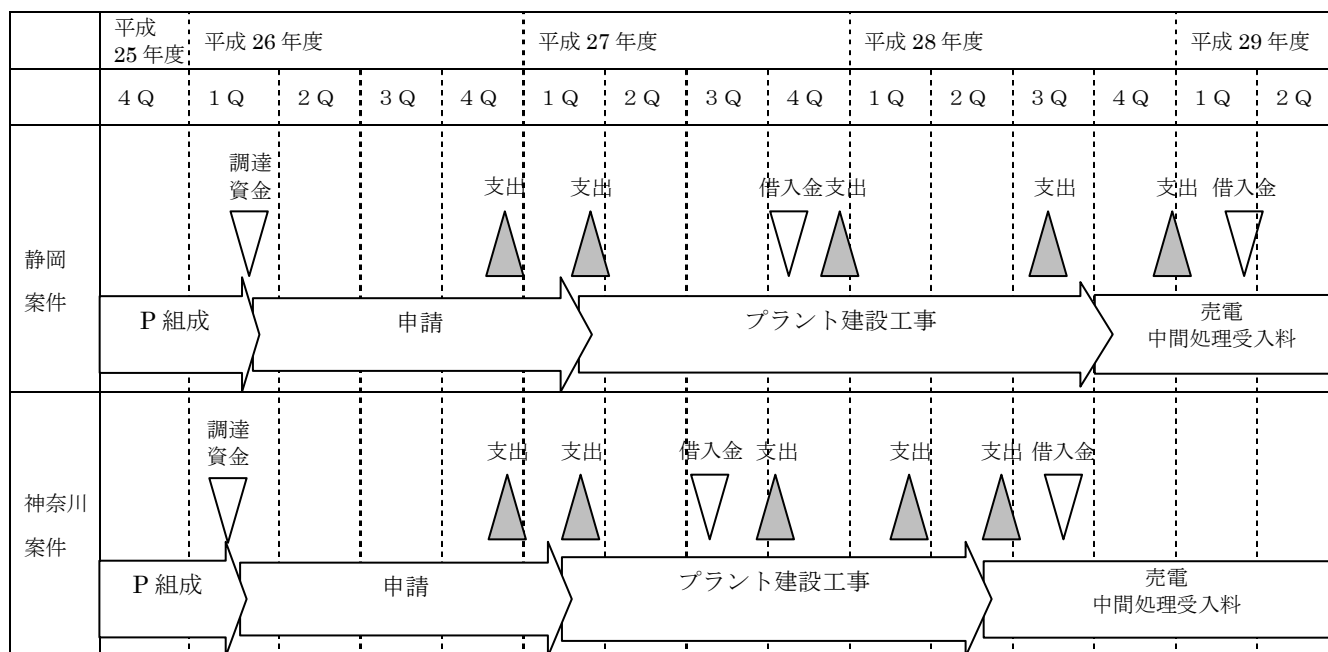
ープ内で行う新たなバイオガス・IPP 事業であります。まず、当社の連結子会社であるドライ・イーがバイオガス・プラントを設計・建設し、当社が 100%出資する SPC がそのプラントを所有します。この SPC は、外部の「食品・食料工場」、「農業・畜産業」、「廃棄物処理事業会社」等から中間処理受入料を受け取った上で有機性残渣を引き取り、引き取った有機性残渣をもとにバイオガス発電を行います。また、SPC は発電された電力を、固定価格買取制度（現時点では、買取価格 39 円/kWh）を活用し、IPP 事業者として売電します。本事業は、プラントを自社運営することにより中間処理施設として活用し、有機性残渣を当社が対価を得て引き取ることで有機性残渣の処理収入（中間処理受入料）及びバイオガス発電により生じた電力の売電収入を得られます。中間処理受入料は上記①のプラント使用料よりも売上が大きいと見込まれるため、バイオガス・プラントを貸与して行う IPP 事業よりもさらに収益力の高い事業モデルとなっています。

当該事業の候補地は既に選定を開始しており、静岡県における案件（建設資金 1,500 百万円（主な内訳としては、材料費 600 百万円、建設作業費 900 百万円を見込んでおります。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動します。）、本資金調達による充当予定額 450 百万円）については、フィジビリティスタディ（実行可能性調査）へ移行する段階となっています。また、神奈川県における案件（建設資金 1,500 百万円（主な内訳としては、材料費 600 百万円、建設作業費 900 百万円を見込んでおります。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動します。）、本資金調達による充当予定額 500 百万円）は候補地を選定中であり、現在、外部委託により候補地、廃棄物事業者登録の可否及び取得までの期間、収集する廃棄物の量を精査しています。早期に両案件の事業化を進めるために、今回の調達資金を活用したいと考えています。当該事業においては都市計画審議会等の行政手続きを経る必要があり、事業化までの期間が長期化する傾向にあります。計画開始を早め、事業化を進めることで将来の収益を確保していく予定であります。

バイオガス・プラントは処理量に応じて建設資金が変動しますが、上述の静岡県における案件及び神奈川県における案件のバイオガス・プラントの処理量をいずれも日量 80 トンとする計画を立てており、両案件の建設資金の合計金額は概ね 3,000 百万円となる見込みであります。今回の調達資金のうち約 950 百万円を当社が SPC に出資し、これらのプラントの建設資金に充当する計画であります。当社の上記 SPC への出資比率は 100%を予定しております。残りの建設資金は、金融機関からの借入金により賄う計画であります。金融機関からの借入金によって一部の資金を調達するのは、当社の投資資金の効率性と投資利回りを高めることが目的であり、金融機関からの資金調達交渉は各案件における土地の所有者との賃貸借契約締結後を予定しております。

なお、各案件における投資時期、事業化のスケジュールは下図の通りであります。

【バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業におけるスケジュール概要】



(注)

1. 「P組成」はプロジェクト組成を指し、具体的には立地検討、フィジビリティスタディ（実行可能性調査）、資金調達交渉、SPC設立、土地の取得を行います。
2. 「申請」とは、具体的には固定価格買取制度申請、開発申請、建築申請、廃棄物処分業許可申請を行います。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金の使途として、上述の「4. 調達する資金の額及び資金の使途等」に記載した事業への投資の実行を予定しています。当社は、かかる投資によってバイオガス発電事業による安定的な売上が見込み、継続的な成長を実現するものと考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

6. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権 1 個当たりの交付株数及び行使価額につきましては、上述の必要差引手取概算額（1,950 百万円）、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様にご覧いただき本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定いたしました。その結果、割当数につきましては、当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式 1 株が交付され、また、行使価額につきましては、他社において実施された過去のノンコミットメント型ライツ・オフリング事例における最終行使比率及び株価の推移等を参考にしています。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成 26 年 3 月 18 日（火）を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近 1 カ月間の終値の単純平均値は 2,225 円、直近 3 カ月間の終値の単純平均値は 2,417 円及び直近 6 カ月の株価終値の単純平均値は 2,072 円となりますが、これらの平

均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額 1,365 円は各々当該平均値の 61.4%、56.5%、65.9% の水準となります。本件は当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、ライツ・オフリングという資金調達手法自体が既存株主の皆様が株式価値の希薄化により生じる不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

## 7. 潜在株式による希薄化情報等

### (1) 潜在株式による希薄化情報

平成 26 年 3 月 19 日現在における当社の発行済株式数は 1,465,600 株であります。(なお、同日現在において当社は自己株式を保有しておりません。)従いまして、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の総数は 1,465,600 株であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は 100.0%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため(平成 26 年 3 月 31 日(月)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成 26 年 4 月 23 日(水)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様がお取引のある証券会社にご登録頂いている住所宛に届く予定です。)、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使及び売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

### (2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 26 年 3 月 19 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	1,465,600 株	100.0%
現時点における潜在株式数	7,600 株	0.5%
本新株予約権に係る潜在株式数(見込数)	1,465,600 株	100.0%

(注) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少いたします。

#### 8. 当社の上位株主及びその比率

平成 25 年 9 月 30 日時点における当社の上位株主及びその議決権保有比率につきましては、下記の通りとなっています。

株主の氏名又は名称	議決権保有比率
中村 健治	27.6%
日本証券金融株式会社	3.7%
中村 浩子	2.1%
西出 佳世子	1.9%
上杉 淳司	1.6%
加藤 温子	1.6%
林 孝夫	1.1%
桜井 博	0.9%
松井証券株式会社	0.9%
林 新一朗	0.8%

#### 9. 上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向につきましては、本日以降、当社にて確認が出来次第、改めて公表をさせていただく予定です。

#### 10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

##### (1) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却のいずれかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続きにつきましては、平成 26 年 3 月 19 日公表の「ライツ・オフERING (ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て) に関するご説明 (Q&A)」をご参照ください。なお、本資金調達方法は行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権 (消滅) するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分にご留意いただく必要があります。

##### (2) 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問い合わせください。お取引のある証券会社様で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社様に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、「ライツ・オフERING (ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て) に関するご説明 (Q&A)」をご参照ください。

##### (3) 米国居住の株主様による本新株予約権の行使について

米国に居住する株主様 (本書においては、1933 年米国証券法 (U.S. Securities Act of 1933) ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味します。以下「米国居住株主」といいます。) につきましては、



本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限させていただくこととなります。これは、米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続きに起因する当社の過剰な負担を回避する目的で行われるものですが、米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、慎重に検討いたしました。

かかる検討の結果、当社といたしましては、(i)米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii)本件においては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

なお、当社は上記の検討にあたり堀内法律事務所より、当該制限が株主平等の原則に抵触するものではないと解することができる旨の法律意見書を取得しております。

## 1 1. 今後の見通し

本新株予約権の行使結果につきましては、随時、公表してまいります。

また、本件における、本新株予約権の行使期間は平成 26 年 5 月 8 日(木)以降となることから、本資金調達による平成 26 年 3 月期の通期連結業績への影響は軽微です。なお、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等 (2) 調達する資金の使途等 具体的な使途の概要」で述べました通り、計画しておりますバイオガス発電事業の4つのプロジェクトが順調に進捗した場合であっても、当社グループの収益に貢献するのは4年程度先となる予定です。

今後、当社グループとしましては、これまで当社の主事業として推進しておりました省エネルギー関連事業が、現状の省エネ設備導入への投資意欲の減退等を主要因として、売上・利益への貢献度が低下している状況を鑑み、今後はバイオガス・プラント事業を含む再生可能エネルギー事業に軸を置き、従来の省エネルギー関連事業から再生可能エネルギー事業へ人員を配置し事業推進してまいります。

つきましては、平成 27 年 3 月期以降の省エネルギー関連事業の売上は、当期（平成 26 年 3 月期）に比べ、大きく低下するものと考えており、その金額は1～2億円程度となる見込みであります。

## 1 2. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
売上高（百万円）	791	1,516	1,676
営業利益（百万円）	△319	△107	△121
経常利益（百万円）	△335	△112	△122
当期純利益（百万円）	△481	△6	△132
1株当たり当期純利益（円）	△65,658.40	△876.37	△18,147.89
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産額（円）	60,484.48	59,632.44	41,465.66

(注) 1. 平成 18 年 9 月期以降、ファシリティパートナーズ(株)を連結の対象としておりましたが、平成 21 年 3 月に所有株式全部を売却したことにより、子会社に該当しなくなりました。これに伴い平成

23年3月期については連結財務諸表を作成していないため、記載の内容は非連結の業績となります。また、平成24年3月期中に子会社を設立したことにより平成24年3月期より連結財務諸表を作成しております。

2. 「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「当期純利益」については、百万円未満は切り捨てております。
3. △は損失を示しております。

(2) 平成26年3月期第3四半期累計期間（連結）のセグメント別の業績

	省エネルギー関連事業	再生可能エネルギー事業
売上高（百万円）	543	158
売上総利益（百万円）	115	18
営業利益（百万円）	△100	△87

(注) 「省エネルギー関連事業」は、顧客企業の省エネルギー化計画の調査からプランの作成、設計・施工、効果の検証までを一貫して行うエスコ事業を中心とし、各種省エネルギー化製商品の販売等も行っております。「再生可能エネルギー事業」は、バイオガス・プラント等再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング事業を推進しております。

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

(4) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況（期末）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	165,000	88,600	203,000
高値	197,200	381,500	203,000
安値	55,600	80,800	102,200
終値	88,600	201,100	128,100

②最近6カ月の状況

	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月
始値	563	3,035	2,201
高値	3,385	3,885	2,490
安値	535	2,074	1,860
終値	3,385	2,237	1,983

	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月
始値	1,992	2,587	2,179
高値	4,300	2,952	2,552

安値	1,881	2,157	2,090
終値	2,658	2,214	2,110

- (注) 1. 当社は、平成 25 年 10 月 1 日付で、1 株につき 200 株の株式分割を行っております。  
2. 平成 26 年 3 月の状況につきましては、平成 26 年 3 月 18 日までの状況を記しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 3 月 18 日
始値	2,150 円
高値	2,180 円
安値	2,105 円
終値	2,110 円

以上

ご注意：

本書（参考書面を含みます。）は、当社第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、平成26年3月19日付で提出された有価証券届出書（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社の財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がありますので予めご了承ください。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を一切構成するものではありません。本新株予約権の発行については、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。以下同じ。）を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社省電舎第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といい、その保有者を「本新株予約権者」という。)
2. 本新株予約権の割当ての方法  
会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、平成26年3月31日(以下「株主確定日」という。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる(以下「本新株予約権無償割当て」という。)
3. 本新株予約権の総数  
株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日  
平成26年4月1日
5. 本新株予約権の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり1,365円とする。
  - (3) 本新株予約権の行使期間  
平成26年5月8日から平成26年5月26日までとする。
  - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (5) 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
  - (6) 本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - (7) 本新株予約権の取得事由  
本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用  
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
7. 本新株予約権の行使請求受付場所  
東京都江東区東砂七丁目10番11号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
9. 本新株予約権の行使の方法  
(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行使代金の支払いを行う。  
(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。  
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記第7項記載の行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について  
米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。
11. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構
12. その他  
(1) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。  
(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について、代表取締役社長に一任する。